

## 恵那市観光施設飛行ガイドライン

恵那市では観光施設飛行に際して、以下のルールに基づいてドローン飛行許可を出しております。

### 1. ガイドラインの主旨

本ガイドラインは、昨今のドローンの利活用の広がりを背景としたドローン撮影など観光施設を利用するケースに対応するため、航空法など関係法令に基づき定めました。

ドローンは上空を飛行する物体であり落下の危険性を含んでいるものであることを踏まえ、下記ガイドライン等の条件を付しドローン飛行を認めます。

安全確保にご理解をいただき、本ガイドラインを遵守したドローン利用をお願いいたします。

### 2. ドローンの機能及び性能に関する条件

#### (1) 重量、形状について

- ① 観光施設飛行可能ドローンは総重量（本体、バッテリーを含めた機体の重量。以下総重量と呼ぶ）が2kg以下のものであることとする。
- ② 機体にはプロペラガードを装着するか、プロペラガードが不可能な場合は別途目視補助監視者を設置すること。
- ③ 総重量 200g 以上のドローンに関しては GPS センサー、障害物検知センサー、気圧センサー、ポジショニングカメラ、超音波センサー、フェールセーフ機能（リターンホーム機能など）が搭載されていることとする。
- ④ 改造機体等を飛行させる場合は、必ず目視補助者を設置すること。また、実験機等安定した飛行が難しく施設や自然等に被害を与える恐れ等が懸念される場合は飛行を禁止とします。
- ⑤ 総重量が200g未滿の機体に関してはプロペラガードに囲まれている機体に関しては概ね利用可能とします。

#### (2) 操縦者の技能等

- ① 飛行可能操縦者は、原則として無人航空機の講習団体 ROBOZ マルチコプターパイロット養成コース修了生である者、又は同等レベルの講習修了者、又はドローンの飛行経験を10時間以上有する者とします。
- ② 1以外の方が操縦する場合は、1に該当する操縦者が立会いのもと安全に飛行できるように監視・助言等を受ける必要がある。
- ③ (1)④に記載の改造機等を飛行させる場合は、操縦経験豊富な熟練の操縦者のみとし、必ず目視補助者を設置すること。

(3) 操縦者の健康状態について

- ① 操縦者が、アルコールを摂取後 12 時間以内の飛行は禁止します。
- ② その他体調不良等の状態の際は、飛行を禁止します。

(4) 観光施設での飛行条件

- ① 総重量 200 g 以上のドローンの飛行台数について半径 50 メートル以内に同時に 2 機まで飛行可能とする。
- ② ドローンの飛行可能範囲
  1. 第三者、第三者の車、第三者の建物の上空は飛行禁止とする。また、第三者より 30m以上の距離を保って飛行させること
  2. 目視可能範囲のみとする
  3. 迷惑防止条例の観点から、観光ホテルや旅館など宿泊施設からは 300 メートル以上の距離を保って飛行させること。
  4. 改造機等を目視外飛行 FPV (FirstPersonView) などで飛行させる際は、必要免許や資格など有すること。
  5. その他市が飛行不可と指定するエリアに関しては飛行禁止とします。
- ③ 総重量 200 g 以上のドローンは飛行速度について秒速 16.67m/s (時速 60 km/h) 未満とする。
- ④ 頭上飛行について 墜落、衝突を回避するため禁止とする。

(5) 監視及び管理に関して

- ① 総重量 200 g 以上のドローン及び改造機等のドローンの飛行に関しては、1 台につき最低 1 名の監視者を置くこと。監視者はドローンの飛行範囲の監視や周辺状況の管理を行い、安全な飛行を監督すること。
- ② 飛行範囲が明確に認識できるよう、飛行エリア内に三角コーンやランディングパッドなどの目標物を設置し、離着陸エリアは立ち入り禁止と表記すること。

(6) 機体チェックに関して

機体の損傷、故障箇所がないか、バッテリーの充電が十分になされているか等の事前機体チェックは必ず行ってください。

(7) 事故発生時の対応

事故発生時には、直ちに当該施設の管理者に報告するとともに、国土交通省に報告をすること。

(8) 施設の損壊に関して

機体をぶつけるなど施設を損壊した場合は、相当の損害額を賠償することとする。  
施設での事故についてドローンの墜落、利用者への接触等により怪我を負わせた場合や、その他ドローンの飛行に起因する事故について、すべて自己責任として解決に全力を注ぐこととする。

施設におけるドローン事故等により、施設又は利用者の身体及び財産等に損害を与えた場合に備えるため、操縦者は賠償責任保険への加入を必須とする。